

ボーナスカットカットは、まぎれもなく組織破壊だ！

東海労名古屋地本は吉田さん、加藤さんと共に闘う

2014年度夏季手当を不当にもカットされた吉田組織部長、加藤教宣担当部長は、10月10日に名古屋地方裁判所に労働審判の申し立てを行いました。これまで会社の代理人(弁護士)の日程が合わないとして、申し立ての日から1ヶ月以上たってからの開催となります。迅速に解決することが求められる労働審判が1ヶ月以上もたってから開催され、会社の理不尽さがここでも明らかになりました。

無用な引き伸ばしに屈せず堂々と立ち向かう

12月15日に加藤教宣担当部長、来年1月16日には吉田組織部長の労働審判の開催が決定されました。会社の無用な引き伸ばし策にも屈せず、2人は労働審判において堂々と会社の不当性を暴くと決意しています。

ボーナスカットで、組合差別を行い、また「専任V」の区分をもって会社から放逐するなど組織破壊に他ならないのです。

迅速性を無視した会社

迅速性が第一の労働審判の目的をも無視し、多数の弁護士出席にこだわる会社の姿勢は、力でもってねじ伏せようとするものです。

労働審判では、会社の弁護士多数と1人で立ち向かうのですが、2人は決して1人でなく多くの仲間が支えているのです。決して1人ではありません。会社に正義などあるはずはなく、ましてやたかが会社に雇われた代理人です。臆することはないのです。

まずは加藤組織担当部長の労働審判が12月15日に行われます。

日程

12月15日	10時～	加藤教宣担当部長	集合時間	9時30分	名古屋地裁
1月16日	15時～	吉田組織部長			

組合員の皆さん名古屋地方裁判所に結集しましょう！

